

「地方公共団体によるPFI事業とPFI法に関する調査報告書」の公表

総務省では、地方公共団体等の実施するPFI事業の実施形態についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。
今般、調査結果をとりまとめましたので、公表します。

1 趣旨

この調査は、地方公共団体等が企画・実施したPFI事業のうち、平成22年度に行ったアンケートにおいて「必ずしもPFI法に基づかない」と回答のあった事業を対象として、その実施形態についてアンケート調査を実施するとともに、PFI事業に実績のある地方公共団体、民間事業者に対してヒアリング調査を実施したものです。

この報告書は、今後PFI事業の実施を検討している地方公共団体等の一助となること、また、すでにPFI事業を実施している地方公共団体等が、他の地方公共団体等における実態を把握することにより、実施中の事業の改善等に資することを目的として公表するものです。

2 公表資料

地方公共団体によるPFI事業とPFI法に関する調査報告書

地方公共団体によるPFI事業とPFI法に関する調査報告書（概要版）

地方公共団体によるPFI事業とPFI法に関する調査報告書（要約版）

※この報告書は、別途、全国の地方公共団体にも周知します。

(連絡先)

自治行政局地域振興室

担当：大原課長補佐、糸井

電話：03-5253-5533（直通）

FAX：03-5253-5537